

資料1

大磯町消防庁舎再整備について

1 消防庁舎再整備の方向性について

○令和5年度 町政運営の基本方針及び主要施策(施政方針)から抜粋【2月13日公表】

<消防庁舎について>

「消防については、大規模災害時の活動拠点となる消防庁舎の安全性や機能性を確保するため、耐震診断を実施することにより施設の現況調査を行い、調査結果を踏まえ再整備に向けた検討を進めてまいります。」

<役場本庁舎について>

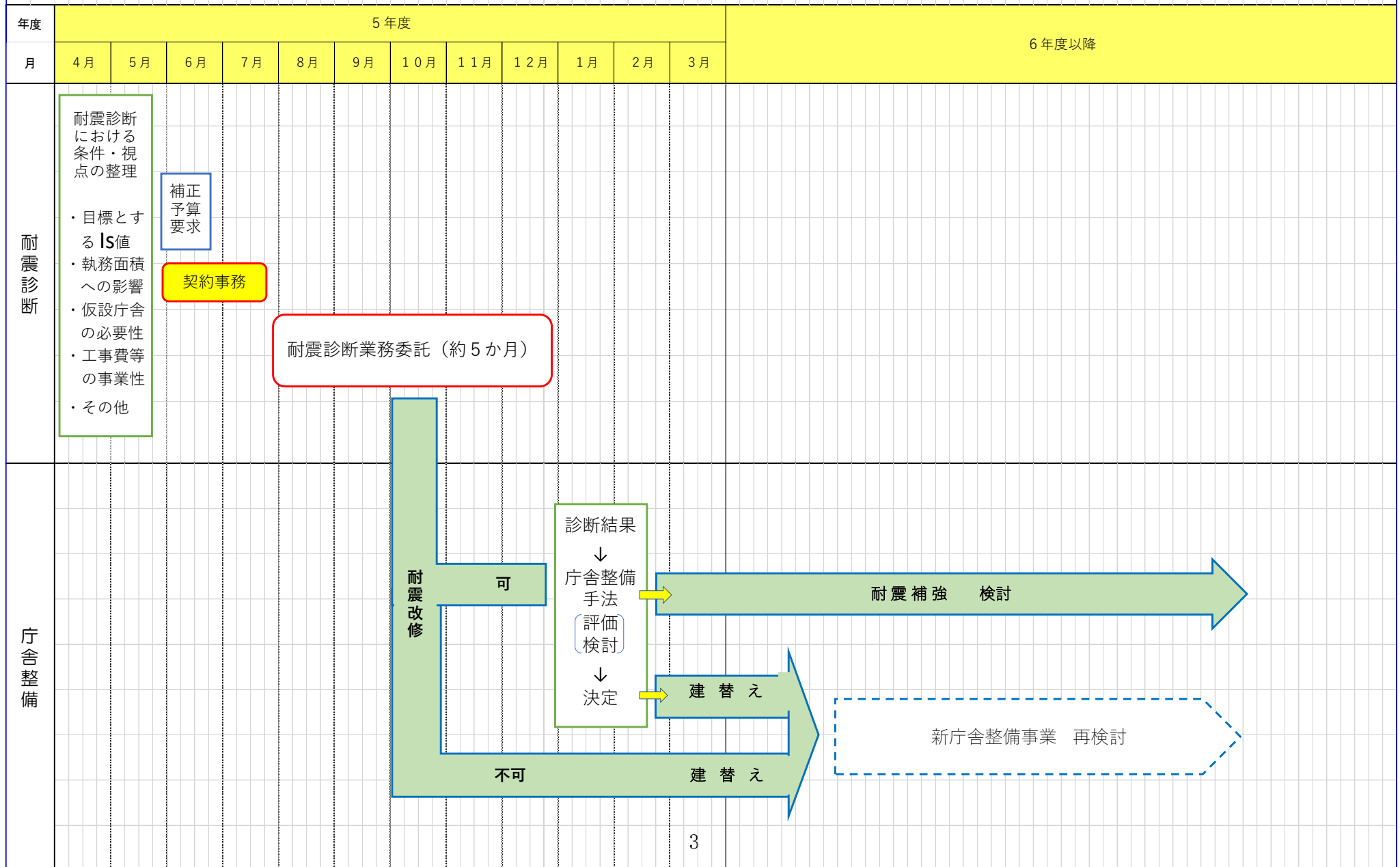
「大磯町役場の本庁舎整備については、これまで、現庁舎における耐震性への不安や施設の老朽化といった課題の解消や、防災拠点としての安全性の強化に早急に対応するため、新庁舎への建替えを進めてまいりました。しかし、改めて既存の施設の有効活用を図る観点から、現庁舎の耐震補強を行い、引き続き使用することの検討を行うこととします。早期に耐震診断を実施し、現庁舎の活用の可能性を把握したうえで、本庁舎の今後の整備の方向性について判断してまいります。」

2 今後の予定について

別表の通り

庁舎整備の方向性について

参考（役場本庁舎）



参考

消防庁舎再整備にかかる財政措置について

(令和4年度版)

1 防災対策事業債の活用

地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業、自然災害防止事業を対象。

(1) 防災基盤整備事業

ア 消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業

事業費（対象事業費）		一般財源 25%
防災対策事業債 充当率※ 75%	(交付税算入率※ 30%)	

イ 浸水想定等区域移転事業

施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移転を対象

事業費（対象事業費）		一般財源 10%
防災対策事業債 充当率 90%	(交付税算入率 50%)	

(2) 公共施設等耐震化事業

地域防災計画上、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化が対象

事業費（対象事業費）		一般財源 25%
防災対策事業債 充当率 75%	(交付税算入率 30%)	

2 緊急防災・減災事業債の活用

防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象。対象事業や適用条件等は「1 防災対策事業債」と同じ。

ただし、令和7年度までの時限措置。

事業費（対象事業費）		
緊急防災・減災事業債	充当率	100%
（交付税算入率 70%）		

※ 充当率及び交付税算入率について

対象事業費を1億円と仮定し、充当率75%・交付税算入率30%の防災対策事業債を活用する場合、7,500万円まで起債（借入）が可能です。この場合、元利償還金の30%が地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額（町政運営に必要と認められた経費）に毎年算入されます。同様に、充当率100%・交付税算入率70%の緊急防災・減災事業債を活用する場合は、対象事業費の全額を起債で賄え、70%が地方交付税に算入されます。

資料2

機能別消防団員・分団制度の導入について

1 機能別消防団員・分団制度とは

地域防災力の中核となる消防団員の確保が年々厳しくなる中、消防団の充実強化対策として、平成17年に消防庁が機能別消防団員・分団（以下「機能別消防団」という。）の制度を設定しました。この制度は、より多くの方に消防団活動に参加いただくため、それぞれのスキルや生活環境等に応じて、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動に従事が可能となる制度です。

【参考】地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について（令和4年12月23日消防庁長官通知）から抜粋

「大規模災害団員をはじめとする機能別団員・機能別分団は、幅広い住民の入団につながる有効な制度であり、消防団員総数は減少しているものの、令和4年4月1日現在、機能別団員数は32,118人（前年度より2,747人増）、機能別団員制度のある市町村数は665団体（前年度より49団体増）と増加傾向にある。

全国的には、いわゆる消防職団員OBや建設業など特定の企業の従業員等を大規模災害団員として登用し、その経験・技術を活用している事例や、主な構成主体を女性や学生とし、平時は住民への防災知識の啓発等の広報・指導活動、大規模災害時は避難所運営支援を行う機能別分団を発足する事例があるところ、未導入の市町村にあっては、こうした事例も参考に基本団員の確保と併せて機能別団員・機能別分団の導入について積極的に検討していただきたいこと。」

2 機能別消防団の概要

(1) 機能別消防団員

仕事や家族の都合等で全ての活動に参加することが困難な方を対象

ア 活動例

(ア) 火災予防・広報団員

予防団員として、住宅防火訪問・高齢者訪問や救急講習の実施を中心に活動したり、広報団員として、音楽隊などに入り、消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団をPRする活動を行っています。

(イ) OB団員

消防団を引退した方がその豊富な経験を生かして消防団の活動に携わります。

体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加出来なくても無理の無い範囲

で活動できます。

(2) 機能別消防分団

災害時や特定の活動のみに参加が可能な方を構成員とする分団

ア 活動例

(ア) バイク隊

車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集など、バイクの機動力を活かした場所で活動しています。

(イ) 女性消防分団

女性のみで結成され、主に防火広報活動などで活動しています。

(ウ) 水上バイク隊

浸水や、水難事故救助など、通常の消防団では活動が困難を極める水害現場で活動しています。

(エ) 大規模災害のみ活動する分団

大規模災害時のみに活動を限定しており、通常の消防団員だけでは十分な対応が取れない場合に活動します。

(オ) ドローン隊

主に災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索等の活動を行っています。人が近づけない危険箇所や、目に見えない場所などの素早い状況把握を担います。

3 県内自治体（33 団体）の状況について

既に導入済みの団体は 11 団体、詳細は別表のとおりです。

4 本町における機能別消防団制度の導入について

(1) 本町消防団の現況について

団員数は年々減少し、団員の確保が困難になる分団も生じています。さらに町内勤務者が減少していることから、特に平日昼間の出動体制に影響が生じています。【表 1～3 参照】

表 1 消防団員数の推移 (各年 4 月 1 日現在 単位：人)

昭和 57 年 (1982 年)	平成 4 年 (1992 年)	平成 14 年 (2002 年)	平成 24 年 (2012 年)	令和 4 年 (2022 年)
183	178	176	166	159

(出典：消防年報)

表2 分団別消防団員数 (令和4年4月1日現在 単位:人)

区分	団本部	1分団	2分団	3分団	4分団	5分団	6分団	7分団	8分団	9分団	10分団	11分団	12分団	計
実数	8※	12	11	12	14	13	15	9	11	12	15	13	14	159
定数	4	各 15											184	

※女性消防団員4人を含む

(出典:消防年報)

表3 消防団員勤務状況 (各年4月1日現在 単位:人)

年	区分	町内	町外	他	計
	平成27年(2015年)		67	101	9
平成30年(2018年)		52	99	12	163
令和4年(2022年)		43	112	4	159

(出典:消防総務課)

(2) 本町に必要な機能別消防団について

本町の現況等から、喫緊の課題として発生が危惧される大地震や、平日昼間の大規模火災等に対応できる体制の確保が必要とされています。また、非常勤特別職の地方公務員である消防団員には、一定の権限と責任が発生することから専門的な知識や技術が必要とされます。これらの事柄をふまえ、他自治体の例も参考にしながら、本町に必要な機能別消防団制度の導入を検討します。

以上

神奈川県内自治体機能別消防団員・分団制度導入状況集計表

1 導入済：11団体※

No.	区分	導入年度	根拠	条例定数	人数	男	女	平均年齢	所属			報酬等(単位：円)				役割	対象	実績
									団本部	機能別分団	他	年	出勤	訓練等	被服			
1	市	2010	既存条例等の範囲内	増員	19	0	19	47			団長直轄	32,000	2,000(3h未満)/3,600(3h以上)	2,000(3h未満)/3,600(3h以上)	同	特定(火災予防や地域活動における防火広報、消防団PR活動等)	火災等の通常災害への出勤をしない女性	火災予防運動時の広報活動・全国女性消防操法大会出場・企業大学等を訪問しての消防団員募集活動
2	町村	2016	条例	増員	21	21	0	49			各分団	24,000	4,000(4h未満)/8,000(4h以上)	2,000	同	他(災害時の後方支援、平日の日中出勤)	役場職員	動力消防ポンプ性能試験・歳末火災特別警戒督促・出初式・林野火災
3	町村	2018	条例・要綱	定数内	25	25	0	51.9	○			10,000	4,000(4h未満)/8,000(4h以上)	-	同	大規模災害時限定	分団長及び副分団長経験者又は団長が適格と認める者	機能別消防団会議年3回・大規模災害及び火災時に自主参集し活動(令和3年度は延べ12人が活動)
4	町村	2018	条例・規則	定数内	14	14	0	43.6	○			12,000	4,000(4h未満)/8,000(4h以上)	1,400	異	他(勤務地※の区域内で平日の昼間に発生した災害に対応)	事業所従業員	訓練のみ
5	市	2020	条例	定数内	58	45	13	44.9			各分団本部	-	8,000(日)	3,500(日)	異	大規模災害時限定(基本団員の補助及び救護所等)・特定(各種イベント等での広報)	職団員0B,0G・事業所従業員・学生・自主防災組織構成員・市内在住者	広報活動及び予防啓発活動
6	市	2021	規則	増員	16	5	11	31	○			18,000~34,000	2,500	1,250	異	特定(音楽隊として広報活動)	訓練等に参加できる地域に居住する18歳以上55歳未満の者	他機関主催パレード参加・定期演奏会・その他、市内イベント等に参加
7	町村	2022	条例・要綱	増員	10	10	0	48.9	○			5,000	4,000(4h未満)/8,000(4h以上)	3,000	異	他(大規模災害時や日中昼間の災害に対し、後方支援活動を行う)	団員0B,0G	なし
8	町村	2022	条例	増員	14	14	0	57			各分団	10,000	1,000/500(h)	500(h)	異	他(日中発生する火災に出勤)	職団員0B,0G	令和4年12月火災出勤
9	町村	2022	条例・要綱	定数内	0	0	0	-			各分団	10,000	4,000(4h未満)/6,000(4h以上)6h未満)/8,000(6h以上)	-	異	大規模災害時限定(地震、噴火、風水害等による大規模災害の支援活動、建物火災、林野火災等の延焼拡大による大規模火災の支援活動)	職団員0B,0G	なし
(以下参考)																		
10	市	2017	-	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	他(日中災害等の初期対応、火災予防広報)	指定なし	-
11	町村	2022	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	他(主に土日の火災に出勤)	職団員0B,0G	-

※No. 1～9は「機能別消防団・団員制度導入状況調査票(2/3～17実施)」をとりまとめたもの。No. 10～11は「消防団の組織概要等に関する調査(R4消防庁)県内取りまとめ結果」を参考に記載

- 2 導入を検討中：1団体
- 3 今後検討する：10団体
- 4 導入予定は無い：9団体
- 5 不明：2団体

資料3

令和5年度一般会計当初予算（消防関係）について

1 消防費

令和5年度予算額	568,695千円	構成比(一般会計に占める割合)	5.4%
令和4年度予算額	512,334千円	構成比	5.1%
比較増減	56,361千円増	伸率	11.0ポイント

2 主な事業

- (1) 消防車両更新事業 89,481千円（消防署）
 - ・救助工作車（平成19年(2007年)購入）を更新
- (2) 消防団分団詰所改修事業 3,060千円（消防総務課）
 - ・第1分団詰所改修工事【高麗】
- (3) 消防専用無線維持管理事業 9,723千円（消防署）
 - ・1市2町共同消防指令センター負担金

3 参考（令和6年度以降の総合計画実施計画事業※）

(1) 消防指令システム更新事業

平塚市・大磯町・二宮町の1市2町による通信指令業務の共同運用を行うため、消防指令システムの定期更新を行い、相互応援体制の強化を図る。

- ・令和6年度 電波放送設備更新
- ・令和7年度 出動車両運用管理装置更新・消防救急デジタル無線（活動波）更新

(2) 消防車両更新事業

経年劣化及び消防活動等への影響が懸念される消防車両の更新を行い、円滑な消防活動等の充実強化を図る。

- ・令和6年度 防災資機材運搬車更新
- ・令和7年度 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車更新

(3) 消防団分団詰所改修事業

屋根・外壁の老朽化が進む地域防災活動の重要拠点である消防分団詰所の施設延命化のための改修を行う。

- ・令和6年度 第10分団詰所改修工事【黒岩・西久保】
- ・令和7年度 第9分団詰所改修工事【虫窪】

※実施には当該年度の予算措置が必要